

世田谷区教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和4年8月15日
4世教総第141号

(目的及び設置)

第1条 世田谷区が目指す教育目標等の実現に向け、世田谷区教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画の推進状況を踏まえた検討を行い、「世田谷区教育振興基本計画」を策定する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討する。

- (1) 世田谷区教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会は、策定部会を設けることができる。

(委員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会)

第5条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の事務局は教育総務課におき、委員会の庶務等処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月15日より施行する。
- 2 この要綱は、世田谷区教育振興基本計画の策定日にその効力を失う。

別表1 (第3条関係)

委員長	教育長
副委員長	教育委員会事務局教育総務部長
委員	教育委員会事務局教育監
委員	教育委員会事務局教育政策部長
委員	教育委員会教育総合センター担当参事
委員	教育委員会事務局生涯学習部長
委員	区立幼稚園長代表
委員	区立小学校長代表
委員	区立中学校長代表
委員	区立幼稚園PTA連絡協議会代表
委員	区立小学校PTA連合協議会代表
委員	区立中学校PTA連合協議会代表
委員	学校運営委員代表 (小学校)
委員	学校運営委員代表 (中学校)
委員	社会教育委員代表
委員	青少年委員代表
委員	スポーツ推進部長
委員	保健福祉政策部長
委員	子ども・若者部長
委員	保育部長
委員	世田谷保健所所長
委員	総合支所地域振興課長代表
委員(事務局)	教育委員会事務局教育総務課長